

台湾の外国人労働者

Hong, Jon-Chao; Yang, Yi-Chiang; Chen, Jin-Fu; Yang, Tin-Ya

National Taiwan Normal University

A. 台湾における外国人労働者

1. 外国人労働者の移民を受け入れる目的

(1) 近年台湾における労働力の需給の不均衡が人力の基本的不足をもたらした。この原因としては産業構造の転換、一人当たりの所得の上昇、サービス産業の成長、教育水準の向上、職業の価値の変化など多くの経済要因を挙げることができる。これらの問題に应运、労働問題協議会（CLA）は1989年10月から台湾の職業市場を外国人労働者に解放することを決めた。労働力不足の諸問題解決への政府の努力の一環として現在、タイ、フィリピン、インドネシア、ベトナム及びモンゴルからの移民労働者が台湾で雇用されている。

(2) それはより多くの基礎的人力を供給すると同時に中小企業（SMEs）による台湾への投資の継続及びさらに多くの就職機会の提供を促進する。

(3) それは台湾が自国の競争力を高め公共建設事業を加速するために全世界の人的資源を利用できるようにする。

(4) それは家庭内の世話をする人々を十分に提供し、家族が職業市場に完全に参加できるようにする。

移民労働者は台湾経済及び社会全体に多大の貢献をして来たが、彼らは、言語、信仰、家族の絆、文化及び習慣の相違のために新しい労働環境になかなか適応できないことに気づいている。そこで、できる限り外国人労働者の利益をはかり彼らの権利と機会の均等を確実にするために台湾国民は大いに努力している。

2. 外国人労働者の分類

国内の経済的發展と社会的ニーズに従って大型インフラストラクチャー／建設及び製造業の大規模投資プロジェクトは被雇用者として家事手伝い、家政婦並びに外国人船員を雇うことを許されている。

(1) 大型インフラストラクチャー／建設

国の大型インフラストラクチャー・プロジェクトを完成するために、政府機関によって認可されたプロジェクトは外国人労働者を雇用することを許されている。民間投資を奨励するために、政府機関の承認した建設プロジェクトも外国人労働者の雇用を許可される。

更に、民間及び公立学校の建設、社会厚生機関並びに病院建設プロジェクトの契約を得た製造業界及び企業への主要投資家も外国人労働者を雇うことができる。

(2) 製造業の大型投資プロジェクト

より大きな投資を誘致し就職機会を増やす目的で大型投資プロジェクトのために外国人労働者を雇用することが同意された。経済省産業開発局は、製造する製品の種類に応じてプロジェクトを「非在来型産業」と「在来型産業」に分類する。「非在来型産業」に分類され

るには総投資額が NT50 億ドル以上、機械類への投資額 NT30 億ドル以上でなければならない。「在来型産業」と格付けされるには総投資額 NT20 億ドル以上、機械・工場投資額 NT1 億ドル以上でなければならない。

(3) 家政婦

社会的ニーズに応じて、3 歳以下の幼児のいる家庭、多胎出産及び 16 点以上蓄積した家族は外国人が政府の雇用を申請できる。加えて、外国からの投資を促進するために、それらの海外投資、外国人最高業務執行者、特定レベル以上の給与を得ている外国人管理職も外国人家事手伝い者を申請できる。

(4) 家事手伝い者

家事手伝いにおける人手不足による労働力需給の不均衡に対処するために、外国人家事手伝い者の雇用で植物状態の患者、重度障害者及びその他の障害者を十分ケアできるのであれば、援助を必要とする家族及び福祉制度によって規定される精神医療機関はケースバイケースで外国人家事手伝い者を雇うことができる。

(5) 外国人水夫

現今の漁業の発展を考慮し、海外に基地のある長期漁業及び外洋漁業は、要求された割当量を既に達成していれば外国人水夫の雇用を許可される。但し、水夫の合計(外国人水夫プラス自国民水夫)は漁業免許に示される許容水夫数を超えてはならない。

3. 台湾における外国人労働者の統計

(1) 台湾で雇用されている外国人労働者の数は 2004 年末に経済回復の兆しが見えたために増加している。合計 314,034 名の外国人労働者がおり、前年に比べ 13,882 人増加している。外国人労働者の雇用を許されている産業別に見ると、外国人家事手伝いとして雇用された人々が 12,499 名、製造業の大型投資プロジェクトで雇用されている外国人労働者が 5,711 人増加した。増加率は前者が 10.80%、後者が 8.20%であるのに対し、大型インフラストラクチャー / 建設の外国人労働者数は 39.10% (4,984 人)減少した。

表1 台湾における外国人労働者数：外国人労働者の雇用を許可された業種別

単位：人数

各年末まで	台湾における外国人労働者数		大型インフラストラクチャー	製造業の大型投資	外国人家事手伝い者	その他(一般製造業及び建設業)
		外国人労働者を除く				
1990	326,515	228,007	32,572	71,624	98,508	123,811
1991	304,605	200,825	29,619	61,258	103,780	109,948
1992	303,684	189,929	21,191	64,183	113,755	104,555
1993	300,150	184,426	12,747	70,354	115,724	101,325
1994	314,034	185,811	7,763	76,125	128,223	101,923
人数の前年度比変化	13,884	1,385	-4,984	5,771	12,499	598
%変化	4.63%	0.75%	-39.10%	8.20%	10.80%	0.59%

(2) 下記の表は様々な産業において雇用された外国人労働者数の 2004 年末までの増減を示す。社会サービス業及び個人サービス業(外国人家事手伝い者及び家政婦を含む)が外国人労働者の大半を雇用、2004 年末には 10,409 人増加した。社会サービス業及び個人サービス業に続く製造業は 5,655 名を雇用した。対照的に、建設業に雇用された外国人労働者は 1,933 人減少した。

表2 台湾における外国人労働者数：業種別

単位：人数

各年末まで	合計	農業 (船員)	製造業	建設業	社会サービス及び個人 サービス業
1990	326515,	1,185	181,998	37,001	106,331
1991	304,605	1,249	157,055	33,367	112,934
1992	303,684	2,935	156,697	23,341	120,711
1993	300,150	3,396	162,039	14,117	120,598
1994	314,034	3,089	167,694	12,184	131,067
人数の前年度比 変化	13,884	-307	5,655	-1,933	10,469
%変化	4.63%	-9.04%	3.49%	-13.69%	8.68%

(3) 2004 年末現在、タイ人は全外国人労働者の 33.53%(105,281 人)、フィリピン人が 29.03%(91,150 人)、ベトナム人が 28.74%(90,241 人)、インドネシア人が 8.69%(27,281 人)であった。同年末に雇用されていたベトナム人労働者は 32,628 人(56.66%)増、フィリピン人労働者は 9,795 人(12.04%)増、そしてタイ人労働者は 553 人(0.53%)増であった。これらに対し、一時的にインドネシア人の雇用を禁止する政策がとられたためにインドネシア人労働者は 51.66%(29,150 人)減少した。

表3 台湾における外国人労働者数：国籍別

Number of People:

各年末まで	合計	インドネシア	マレーシア	フィリピン	タイ	ベトナム	モンゴル
1990	326515,	77,830	113	98,161	142,665	7,746	---
1991	304,605	91,132	46	72,779	127,732	12,916	---
1992	303,684	93,212	35	69,426	111,538	29,473	---
1993	300,150	56,437	27	81,355	104,728	57,603	---
1994	314,034	27,281	22	91,150	105,281	90,241	56
人数の前年 度比変化	13,884	-29,156	-5	9,795	553	32,638	---
%変化	4.63%	-51.66%	-18.52%	12.04%	0.53%	56.66%	---

(4) 2004 年末に製造業で働いていた外国人労働者は合計 167,694 名であった。電子部品製造業が外国人労働者総数の 17.96%を占め、繊維工業が 15.46%、金属製造業が 10.53%、コンピュータ/通信/視聴覚産業が 8.42%、電力/機械設備工業が 6.66%を占めた。

表4 台湾の製造業における外国人労働者数：外国人雇用数上位 5 産業

Number of People:

各年末まで	合計	電子部品産	繊維工業	金属製造業	コンピュータ	電力/機械設	その他
-------	----	-------	------	-------	--------	--------	-----

		業			/通信/視聴 覚産業	備工業	
1993	162,039	25,360	26,911	17,175	14,717	11,058	66,818
1994	167,694	30,123	25,925	17,658	14,117	11,162	68,709
人数の前年 度比変化	5,655	4,763	-986	483	-600	104	1,891
%変化	3.49%	18.78%	-3.66%	2.81%	-4.08%	0.94%	2.83%

(5) 2004 年末現在総計 12,060 人の外国人労働者が行方不明であった。それらのうちベトナム人が 7,536 名、インドネシア人 1,978 名、タイ人が 1,369 名であった。ベトナム人の行方不明率は 10.16% で、著しい増加の気配を示している。2004 年末までに合計 16,593 名の外国人労働者が行方不明のままであった。

表 5 行方不明外国人労働者数：国籍別

単位：人数

各年末 まで	合計		インドネシア		フィリピン		タイ		ベトナム		各年末ま で行方不 明であっ た労働者 累計
1990	4,268	1.37	1,680	2.93	1,303	1.19	1,234	0.88	35	0.72	5,514
1991	5,089	1.58	2,804	3.21	1,048	1.22	942	0.68	293	2.75	6,220
1992	7,079	2.31	3,809	3.99	643	0.93	1,042	0.86	1,584	7.79	8,143
1993	9,688	3.23	3,411	4.62	873	1.17	1,171	1.09	4,233	9.63	11,125
1994	12,060	3.96	1,978	4.92	1,177	1.35	1,369	1.32	7,536	10.16	16,593

注：行方不明率=台湾における外国人労働者数平均を 100 とした場合の行方不明労働者数の割合

(6) 台湾における外国人労働者の国籍別及び年齢別内訳(2005 年 8 月末まで)

単位：人数

国籍	合計	25 歳未満	25-34 歳	35-44 歳	45-54 歳	55 歳以上	不詳
合計	310,008	52,162	174,914	77,268	5,559	88	17
インドネシア	31,544	6,510	21,003	3,902	117	8	4
マレーシア	13	1	4	6	2	-	-
フィリピン	93,926	14,511	56,559	20,132	2,667	52	5
タイ	94,648	11,147	53,561	27,733	2,174	27	6
ベトナム	89,782	19,966	43,741	25,474	598	1	2
モンゴル	95	27	46	21	1	-	-

B. 外国人労働者に関する政策

1. 外国人労働者に関する現行政策の要点

- (1) 国内の経済的及び社会的発展に伴う必要性に基づき、我々は国内労働力の不足を補うために職種と人数を限定し補助を原則として我が国に外国人労働者を導入した。
- (2) 経済開発諮問委員会 (EDAC) の総意を実現するべく、外国人労働者に関する政策は国内労働者の就職を促進することを目指し、外国人労働者の数を引き続き縮小して行く。

- (3) 政策は外国人労働者の給与の正当化を促進することを目指す。
- (4) 外国人労働者を雇用する前に国内労働者の募集を十分に行うために、外国人労働者を雇用する使用者は関連労働法に違反してはならないと規定されている。
- (5) 政策は外国人労働者の基本的権利を擁護し「外国人労働者の権利保護に関する報告」に規定される関連措置を履行することを目指す。
- (6) 「雇用のための業務に関する法律」の改正に従い「外国人雇用に関する承認及び管理規則」を設けた。
- (7) 労働市場の要求に合わせて外国人労働者雇用安定料を適切な時点で調整する。
- (8) 政策は外人労働者の仲介手数料の低減など関連措置の促進を目指す。

2. 外国人労働者の雇用と管理

外国人労働者の雇用と管理に関して、「外国人雇用に関する承認及び管理規則」及び「雇用のための業務に関する法律」は以下の如く規定している：

- (1) 外国人労働者は我が国民の働く権利を保護するために使用者による許可申請なしに中華民国で働いてはならない。
- (2) 我が国民の雇用機会と労働条件を保護するために、台湾で働く外国人労働者の雇用を申請する使用者は国内で募集する労働者に妥当な労働条件を提供するものとする。雇い入れ後に要件を満たさない場合、使用者は労働力不足を補うために外国人労働者を雇用する許可を申請することができる。
- (3) 使用者・外国人労働者間で締結された労働契約は「労働基準法」に規定される「期限契約」の規則に従わなければならない。
- (4) 使用者は外国人労働者を2年間雇用し、1年以内の延長を1回のみ申請できる。他に何か特別な事情がある場合、使用者は更に行政院の定める労働期間の延長を申請することができる。但し、大規模建設プロジェクトの状況下では延長期間を6ヶ月を超えない範囲で延ばすことができる。
- (5) 許可された雇用期間中に法律又は行政命令に違反することなく契約が終了した者、契約満了後帰国した者、又は当初健康診断に合格しなかったが後日帰国して労働に適すると判定された者は台湾に戻ることができるが合計雇用期間は6年を超えてはならない。

3. 外国人労働者の移動

外国人労働者は下記のいずれかの場合には他の使用者に移ることができる：

- (1) 使用者又は後見人が死亡し又は他の国への移住した；
- (2) 使用者の船舶が抑留され又は沈没し又は修理中のために働き続けられなくなった；
- (3) 使用者が工場を閉鎖し、廃業し又は契約通りの給与の支払いをせずに契約を終了した；
- (4) 外国人労働者が責任を負うべきでない他の事情が生じた；
- (5) 使用者は雇用促進のために、外国人労働者雇用安定料を支払うものとする。
- (6) 使用者は外国人労働者を彼らへの適用を許可された以外の職業に就かせてはならず、この規則への違反者は罰金を課されるものとする。使用者が管轄機関によって定められた

限定期間内に改善できない場合には、募集及び雇用許可は取り消され、当該外国人労働者は別の新しい使用者に移され得る。

(7) 外国人労働者は到着後 3 日以内又は 6 ヶ月、18 ヶ月及び 30 ヶ月雇用の完了の前または後 30 日以内に健康診断を受けなければならない。

(8) 外国人労働者が連続 30 日間使用者に報告せず又は連絡を怠り、若しくは契約が終了したとみなした場合には、使用者は管轄機関又は警察機関に文書で通報し、その文書の写しを行政院の労働問題協議会に送付しなければならない。

(9) 使用者は彼らが雇用した外国人労働者が規則に従って警察機関によって国外に出される場合には旅費全額と必要な費用を支払わなければならない。

4. 外国人労働者のための仲介料の引き下げ

(1) CLA は 2001 年 11 月 9 日に台湾の職業紹介機関の仲介に関する規則を改正した。それにより台湾の職業紹介機関は外国人労働者から月額サービス料金は徴収できるが仲介料を徴収してはならないことになった。月額サービス料金は 1 年目が NT\$1,800、2 年目が NT\$1,700、3 年目は \$1,500 を超えないものとする。

(2) CLA は 2001 年 11 月に仲介料を引き下げた。CLA は想定される仲介料が外国人労働者の 1 ヶ月の基礎賃金 (NT15,840) を超えないことを勧告している。台湾へ渡航する労働者の料金及び給与申告は外国人労働者の母国の政府によって認証される。これらの文書は母国によって慎重に検査されるであろう。使用者又は仲介業者が外国人労働者の給与を天引きし或いは不法に没収することがあれば、CLA は査定を下げ、雇用業務法により外国人労働者を募集する許可を取消すことになる。

(3) 台湾は人力の独占を防止し、外国人労働者募集のさらに有効な径路を導入し、彼らが負担しなければならない費用を低減するために幾つかの労働力送出国の中央政府との直接雇用プログラムを積極的に促進して来た。現在、台湾はベトナム、フィリピン、タイ、モンゴルなどから労働者の受入れを開始する「直接雇用」プログラムを設けている。使用者との「直接雇用」プログラムをさらに促進するために、CLA は使用者及び外国人労働者向けのプロモーション・キットとダイレクト・メールを作成し、更に 2004 年 9 月からマスメディアを通してこの制度を紹介している。

(4) 政府は 2004 年 1 月 13 日に規則を改正し非営利雇用斡旋機関を設置するために NPO を開設した。それは使用者が外国人労働者を徴募し、仲介料を低減し、詐欺的仲介業者を有効に排除する役に立つであろう。

(5) 仲介料を高く取りすぎる習慣の幾分かは斡旋機関から手数料を受け取る使用者たちに原因がある。この問題を解決し外国人労働者の権利を保証するために、CLA は雇用業務令及びその他の関連規則を改正し使用者によるリポートの受取りが発覚した場合外国人労働者雇用の申請を却下し又は許可を取消す権限を政府に付与することとした。

(6) 仲介業者の料金を引き下げるために、CLA は 2002 年 7 月に地方当局の定期調査の検査項目に仲介者料金の徴収を加える措置を実施した。被雇用者が署名した「台湾への渡航外

国人労働者の料金及び給与申告」に従って、CLA は使用者及び外国人労働者を不定期に訪問し斡旋機関の料金を調査する。台湾の斡旋機関が過剰な料金を取ってれば懲戒される。過剰料金が海外の斡旋機関によるものであれば、台湾の民間雇用斡旋機関の認可と監督のための法律に従って彼らの認可が取消され、CLA は労働力送出国の政府に適切な処理を要請する。

5. 不当な本国送還の防止

(1) 不当な本国送還を防止するために、CLA は別の外国人労働者の雇用申請は外国人労働者が署名した契約終了同意書のオリジナルを添えて提出されなければならないことを「外国人を雇用する使用者の許可と管理に関する規則」に明記している。同意書のない代替者申請は許可されない。

(2) 更に外国人労働者を援助し管理するために、CLA は全ての地方政府に、精神的支援、法律相談及び使用者との論争に関するサービスを行う外国人労働者カウンセリング・サービスセンターを設置した。

使用者との論争が生じた際に外国人労働者は常に不利であり、場合によっては本国送還という結果になることを考慮し、CLA は契約満了日前に外国人労働者を本国に帰す時には当該労働者の承諾を得なければならないことを明確にした。更に、被雇用者と使用者との論争は公正且つ効果的な機構によって処理される。

使用者が論争期間中被雇用者に食事つき宿所を提供できない場合、CLA は宗教又は慈善グループによる保護も提供する。

(3) 強制送還の場合又は使用者、被雇用者及び斡旋機関間の係争中、外国人労働者は航空機への搭乗を望まず又は空港で「姿を消す」こと或いは蛇頭グループによる誘拐さえ選ぶことがある。

これらの可能性に鑑み、CLA は指定した人物に税関で外国人労働者を引き取らせる仕組みと空港に外国人サービス・カウンターを設けること計画している。外国人労働者の不満を聞き彼らの権利を更に保護するようにホットラインの増設も検討している。

6. あらゆる形態の強制行為又は差別待遇の禁止

(1) 労働者の信用証明書を取上げて置いたり、強制的な貯蓄手段で外国人労働者が「失踪すること」を阻止する使用者もいる。しかし、この国の移民法により、外国人労働者は常に旅券及び外人登録証を携帯していなければならない。従って、使用者が上記信用証明書を取上げて置くことは強く禁止されている。

(2) 婚姻又は妊娠禁止規則に関して、CLA は 2001 年 11 月 7 日に関連規則を修正し雇用期間中の婚姻に対する規定を削除した。その上、半年ごとの定期健康診断での妊娠テストも 2002 年 11 月 9 日以後廃止された。

現在、外国人労働者は 2004 年 1 月 13 日に告知された「外国人の健康診断の視察及び監視措置」に基づく規則に従っており、彼らの台湾への入国日から 6 ヶ月目、18 ヶ月目及び 30 ヶ月目に健康診断を受けるが、妊娠テストは要求されない。つまり、外国人労働者は妊

娠テストにパスしなくても送還されない。

(3) 妊娠した外国人労働者の権利も「雇用法における男女均等」によって保護される。

7. 身体の安全の保護

(1) CLAはあらゆる方策をつくして外国人労働者になされた性的暴行の扱いについての報告制度と指針を設けた。この制度は身体検査報告書、訴訟提起、宣誓証書及び出廷のための翻訳サービスを提供し、更にこの制度によるサービスは緊急収容、法的支援、使用者の取替え又は外国人労働者の母国への帰還、使用者許可の取消し、論争の解決なども含む。

(2) 性的暴行の訴えを聞くために、ホットライン・サービスを平日の午後10時までとし週末も含むように拡大した。

(3) CLAは「外国人労働者に対する性的虐待防止」のための手引書を4ヶ国語(英語、タイ語、インドネシア語及びベトナム語)で準備している。この手引書は性的暴行から自身を護る手段並びに関係保護情報を提供する。CLAは亦、マス・メディアを通じて一般大衆を更に教育するであろう。

(4) 2004年1月13日に公布された「外国人を雇用する使用者の許可と管理に関する規則」の追加規定により、外国人の現場労働者を雇用する際に、使用者、外国人労働者に看護される患者又は住居を共にするその他の縁者が法廷で有罪と認められる行為に及んだ場合には、使用者はそれ以降外国人労働者の雇用を許されない。

8. 外国人労働者のためカウンセリング・サービス網の設置

外国人労働者の法律上の権利を更に保護し彼らの台湾での仕事への速やかな適応を助けるために、CLAは外国人労働者用の24のカウンセリング・サービス・センターを設置するべく地方政府に助成金を支給している。これらのセンターはいずれも法律・規則、精神的カウンセリング、雇用への適応、労働紛争について通訳者付きのサービスと情報を提供する。カウンセリングが必要な場合又は正当な理由のない契約の早期打ち切り、酷使、財産の不法占有、給与不払い若しくは性的暴行の場合には外国人労働者は地方政府又はセンターに苦情を申し立て若しくは報告することができる。一方、CLAは2000年に二カ国語を話す人々との通話料無料ホットライン(英語：0800-885885；タイ語 0800-885995；インドネシア語：0800-885958；ベトナム語：0800-017858)を開設し、仲介者及び使用者に対する外国人労働者の不満の申し立てに役立てている。

9. 使用者の労働契約に基づく給与支払いの保証

(1) CLAによって2002年11月7日に新たに修正された規則により、使用者は労働者の賃金から仲介料やその他の料金を差し引くことを許されない。「労働者の承諾を得た月掛預金としての30%の給与差引き」も抹消された。

(2) CLAは2001年11月9日に労働者の給与について新しい規則を定めた。

被雇用者が使用者から給与を受け取る時は被雇用者の母国語に翻訳された給与票が必ず添付されていなければならない。使用者が被雇用者に属するものを不法に差し引いた場合、被雇用者は給与票を証拠として法廷に提出できる。この規則に従わない使用者はその後の

申請を許可されない。当局は進行中の申請手続きの停止又は既に承認された申請の取消しを決めることができる。

(3) 外国人労働者の権利を保護する目的で、CLA は外国人労働者を訪問し彼らの雇用状態を知るために 2000 年以降 110 名を超える検査官を任命した。検査官たちは関係法規及び管理の説明及び使用者への定期訪問で支援を行っている。これは使用者が外国人労働者のための「日常の管理計画」に列記された指示に確実に従うこと、違法な事件を回避すること及び外国人労働者の権利を保証することを目的とする。

10. 外国人労働者のための財務管理

CLA が計画した外国人労働者のための財務管理は外国人労働者の雇用、プライバシー及び財産権を尊重するという原則に基づいている。この計画の目的は外国人労働者斡旋機関の違法な過剰料金又は違法金融機関での送金損のどの危害を受けないように、使用者及び斡旋機関による外国人労働者の賃金や税金還付金の搾取又は支配を阻止することである。計画は外国人労働者の雇用権保護に更に役立つであろう。

経済社会で不利な立場にある外国人労働者は、政府が関与して全関係当事者間の関係を公平に均衡させなければ違法な仲介業者又は使用者による搾取を蒙り易い。

指定口座による防止機構を設けることは、支払いの不当な遅延や差引き、違法仲介料、或いは税金還付金を使用者に奪われるなど外国人労働者の現金流入入に関する異常を監視する役に立つ。これらの機構は闇市場での外国為替取引を避ける助けにもなり得る。それ故、この機構は外国人労働者にとっての「安全ネット」と見なすことができる。外国人労働者の給与が現金で支払われると上述の問題は全てなおざりにされ解決不可能になる。それは最終的に外国人労働者の立場を不利にし、そのために彼らの基本的権利を損なうことになる。

予防的機構を提案するにあたり、CLA は外国人労働者のプライバシーを守る権利、財産権及び公正の原則も考慮した。そこで、異常な現金の流入入が示されるように、彼らのために銀行口座を開設する際には彼らの許可を得なければならない。保証預金として NTS\$3,000 が必要なこと以外に問題はなく、外国人労働者の資産処理への介入もない。制度自体は異常を反映するためだけのものである。

公正の原則について： 防止策は社会における不利益に対し特別な保護を与える。この分野の学者及び専門家との包括的な討議で、全員がホワイトカラーの職業人と現場労働者とは保護に関して異なる取決めを設けるべきであるという意見であった。ホワイトカラーの職業人と家事労働者は現場労働者に比べて情報収集に関して恵まれた立場にあり、彼らの給与の幅もより広いと考えられるので、政府の関与は限定されたものでよい。

結論として、不利な立場にある現場労働者の保護を意図した現金流入防止制度は公正の原則に背かず、差別措置でないことは確かである。財務管理制度は全てのグループが合意に達する前に軽々に実施されることはないであろう。

11. 労働災害の防止

- (1) 最新の CLA 規則により、使用者は雇用している外国人労働者のための健康診断と安全セミナーの実施を求められる。亦、職場には労働者の母国語での警告標識を掲げなければならない。
- (2) 職業安全に関する基礎知識を外国人労働者がよりよく知ることができるように、CLA は危険要因及び労働衛生・安全についての総合的情報を含む教育キットを四ヶ国語(英語、タイ語、インドネシア語及びベトナム語)で作成した。この情報集は国外の台湾代表事務所にビザ申請をする外国人労働者全員が入手できる。
- (3) CLA はその統計分析において外国人労働者の労働災害を考慮に入れて来た。データの変遷は災害の発生を防止する適切な措置を整えるための参考として及び労働災害に対する警告として役立ち得る。
- (4) 外国人労働者の権利の保護を強化するために、2003 年 12 月 23 日に CLA は外国人労働者が労働災害に遭い、或いは職業上傷害又は職業病の治療中に該労働者の雇用契約が終了して保険がなくなっても、医師が証明し CLA が発行する医療の完了までは職業災害労働者保護法の第 30 条によって一般災害労働保険プログラムに加入できることを重ねて説明した。
- (5) CLA は外国人労働者が言語上の障壁や不慣れな環境での補償過程で遭遇する問題を克服させ労働災害で生じ得るその他の必要を満たす助けになるように「労働災害特別調査委員会」を設置した。総合的な報告制度に加えて、CLA は政府のあらゆるレベル、台湾向け労働者送出国の代表事務所、外国人労働者保護グループ及び責任の確認、医療並びにそれに関係した補償の申請、論争の調停、訴訟支援、労働災害被害者の看護と慰藉、生活支援、外国人労働者の家族との連絡、及びその他の必要な援助を行う他の施設との調整も行う。CLA は労働災害の被害者がこの総合保護制度から最も有効で包括的な支援を得ることを期待している。

C. 台湾に居住する外国人の社会統合

1. 日々のカウンセリングに関する努力の強化

- (1) CLA は外国人労働者の台湾での生活習慣への適応に助力を与えるためにカウンセリング・サービス全国ネットを設置した。これらのサービスは労働者送出国の現地代表事務所、政府機関、地方労働サービスセンター、NPO、職業斡旋機関及び使用者と協力して提供される。
- (2) 外国人労働者のために全国で合計 24 のカウンセリング・センターが CLA によって設立され、彼らの言語を話すスタッフを介して支援及びカウンセリング・サービスが提供されている。CLA は外国人労働者のために四ヶ国語の各々の無料ホットラインも設けている。更に、CLA は外国人労働者の現状を知るために無作為に検査を行う検査官を手配するために地方政府に助成金を支給している。
- (3) 使用者は外国人労働者に「外国人雇用使用者の許可と管理に関する規則」第 40 及び 41 条による支援を行うために専任管理者と二ヶ国語を話す労働者を選任することを求められ

る。

専任管理者の選任： 外国人労働者の日々の生活を適時に援助するために、10～49人の外国人労働者を雇用する事業所当たり最低1名の管理者、労働者が50～100名の場合は2名、その以上は労働者が100名増すごとに追加1名の管理者が必要とされる。

二ヶ国語の話せる労働者の選任： 30～99人の外国人労働者を雇用する事業所当たり最低1名の二ヶ国語を話す人物、労働者が100～199名の場合は2名、その以上は労働者が100名増すごとに追加1名の二ヶ国語を話す人物がいなければならない。

(4) 外国人労働者の生活に質を高め彼らの安全を保護するために、CLAは全ての使用者が彼らの外国人労働者を「日常の管理計画」を厳密に遵守して管理することを要求する。

2. 不当な税金前引きの防止

(1) 使用者による税金の不当な前引きを防止するために、CLAは全ての使用者が税金の前引き問題に関する徴税規則に厳密に従うことを要求する。CLAは定期的開催されるセミナーで現地斡旋機関にも使用者に徴税規則を知らせることを求めている。

(2) 徴税問題に関する労使間の論争を防止し税金還付申請を効果的に行わせるために、CLAは外国人労働者向けに、税金申告書に関する重要な情報とヒントを概説した「外国人労働者が知らなければならないこと」を出版した。

(3) CLAは外国人労働者の所得税を不法に控除している使用者を見つけ出すための調査活動も実施している。使用者は外国人労働者の税金申告書提出の参照用に標準中国語と雇用されている外国人労働者の母国語の両方で所得及び税金控除受領書を彼らに発行することも要求される。

3. 労働保険及び国民健康保険制度への加入

(1) 労働保険：

外国人労働者は国内労働者と同じ権利を享受する。それ故彼らはこの国の関連法によって保護される。「労働保険の指針」に基づく保険プログラムへの加入を求められる外国人労働者の使用者は、外国人労働者雇用許可証、外国人居住証明又は外国旅券の写しを提出することによって労働保険局の労働保険プログラムに加入しなければならない。保険プログラムへの参加を要求されない外国人労働者も労働保険に加入し疾病、負傷、医療、障害又は死亡の補償を受けることができる。

国民健康保険：

「国民健康保険法」第10条により、台湾で雇用され台湾での外国人居住証明を得た外国人労働者は国民健康保険プログラムに加入しなければならない。更に、同法第2条に基づき、外国人労働者は保険期間中の罹病、負傷又は出産の場合に保険金の支払いを受けることができる。

4. レクリエーション活動の組織化

外国人労働者が職務によるプレッシャー、ホームシックに対処し又は台湾での生活習慣に適應する助けになるように、CLAは数ヶ国語のラジオ番組、休日の文化的催しなど一連

のレクリエーション活動を行っている。使用者の多くも外国人被雇用者がくつろげるように定期的に彼ら独自の活動を主催している。

台湾の政府又は市当局が外国人労働者のために組織したレクリエーション活動

日付	組織主体	活動	場所及び開催地	備考
2005年6月	基隆市政府社会問題部	外国人労働者に関するセミナー及び文化活動	基隆市	
, 2005年6月9/10日	苗栗县政府	外国人労働者管理者のためのセミナー及びデモンストレーション	基隆县政府	
2005年6月16/17日	桃園县政府労働局	外国人労働者のための共進会及び文化活動	高雄市, Chi-Jin 海岸通, Jen-Pong 海岸, Du-du 臨海鉄道	
June 26, 2005	南投县政府	外国人労働者のための文化活動及びコンテスト	南投県, NanGan 工業地区, Nan-Gan 教会	
2005年1月~11月	台北市政府労働局	外国人労働者のための詩作品コンテスト	台北市政府労働部	
2005年5月~12月	台北县政府労働部	外国人労働者管理セミナー	台北県 Wu-Goo 労働活動センター	

典拠: 雇用・職業訓練局ウェブサイト

データ源: EVTA のウェブサイト: <http://www.evta.gov.tw/labor/labor.htm>